

## ケアハウス「アーベイン八幡平」利用料金表

ケアハウス「アーベイン八幡平」を利用するには、入居時に管理費（家賃）と国が定めた月々の利用料金（生活費・事務費）が必要になります。

### 1 管理費

管理費は、20年分の家賃を一度に納める一括方式と、100万円以上の一時金を納め、残りは月々納める併用方式と、月額で納める方式を採用しています。

なお、入居時に納められました管理費は、退去時の入居月数に応じて返還いたします。

#### \*一括方式

一人用居室	8,000,000 円
二人用居室	13,000,000 円

#### \*併用方式

単位：円

一人用居室	
一時金	月額
1,000,000	40,000
2,000,000	35,000
3,000,000	30,000
4,000,000	25,000
5,000,000	20,000
6,000,000	15,000
7,000,000	10,000
8,000,000	0

二人用居室	
一時金	月額
4,000,000	50,000
5,000,000	45,000
6,000,000	40,000
7,000,000	35,000
8,000,000	30,000
9,000,000	25,000
10,000,000	20,000
11,000,000	15,000
12,000,000	10,000
13,000,000	0

#### \*月額方式

単位：円

一人用居室	
月額	月額
	45,000

二人用居室	
月額	月額
	70,000

\*退去時返還金の例（入居一時金 8,000,000 円、入居期間 10 年間）

$$\begin{array}{c}
 4,000,000 \text{ 円} \\
 \boxed{\text{解約時の返還金}}
 \end{array}
 =
 \begin{array}{c}
 8,000,000 \text{ 円} \\
 \boxed{\text{入居一時金}}
 \end{array}
 -
 \begin{array}{c}
 \left( 8,000,000 \text{ 円} \div 240 \text{ ヶ月} \times 120 \text{ ヶ月} \right) \\
 \boxed{\begin{array}{c} \text{経過月数の償却分} * \text{円未満四捨五入} \\ \text{(入居一時金} \div \text{償却期間月数} \times \text{経過月数)} \end{array}}
 \end{array}$$

\*自室で使用する、水道料・電気料・電話料は、自己負担となります。

\*管理費の支払方法についてはご相談ください。

## 2 生活費及び事務費の月額料金

単位：円

階層 区分	対 象 収 入	生活費	冬季加算 11月～3月	事務費	月 額 利 用 料	
					4月～10月	11月～3月
1	1,500,000 以下	42,490	5,800	10,000	52,490	58,290
2	1,500,001 ～ 1,600,000	42,490	5,800	13,000	55,490	61,290
3	1,600,001 ～ 1,700,000	42,490	5,800	16,000	58,490	64,290
4	1,700,001 ～ 1,800,000	42,490	5,800	19,000	61,490	67,290
5	1,800,001 ～ 1,900,000	42,490	5,800	22,000	64,490	70,290
6	1,900,001 ～ 2,000,000	42,490	5,800	25,000	67,490	73,290
7	2,000,001 ～ 2,100,000	42,490	5,800	30,000	72,490	78,290
8	2,100,001 ～ 2,200,000	42,490	5,800	35,000	77,490	83,290
9	2,200,001 ～ 2,300,000	42,490	5,800	40,000	82,490	88,290
10	2,300,001 ～ 2,400,000	42,490	5,800	45,000	87,490	93,290
11	2,400,001 ～ 2,500,000	42,490	5,800	50,000	92,490	98,290
12	2,500,001 ～ 2,600,000	42,490	5,800	57,000	99,490	105,290
13	2,600,001 ～ 2,700,000	42,490	5,800	64,000	106,490	112,290
14	2,700,001 ～	42,490	5,800	68,160	110,650	116,450

(注) 1 本表は、令和2年4月1日現在のものです。

2 対象収入とは、前年の収入から税金、医療費、社会保険料等を控除した収入をさします。

3 事務費の算定に際して、夫婦で入居する場合には、夫婦の収入及び必要経費を合算し、合算額の1/2をそれぞれの対象収入とし、その額が1,500,000円以下の場合に限り、夫婦それぞれの事務費から30%を減額した額となります。この場合、100円未満は切り捨てとします。

4 生活費及び事務費の基準額は、毎年度改定されます。

なお、基準額改定に伴う国からの通知が年度途中におこなわれ、当概年の4月1日に遡及して施行されることが多いことから、その状況によっては差額を納めていただく場合があります。(返還の場合には、改定の翌月以降の支払見込み額との調整をいたします。)

### 3 特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護

#### 生活費及び事務費の月額料金

単位：円

階層区分	対 象 収 入	生活費	冬季加算 11月～3月	事務費	月 額 利 用 料	
					4月～10月	11月～3月
1	1,500,000 以下	42,490	5,800	10,000	52,490	58,290
2	1,500,001 ～ 1,600,000	42,490	5,800	13,000	55,490	61,290
3	1,600,001 ～ 1,700,000	42,490	5,800	16,000	58,490	64,290
4	1,700,001 ～ 1,800,000	42,490	5,800	19,000	61,490	67,290
5	1,800,001 ～ 1,900,000	42,490	5,800	22,000	64,490	70,290
6	1,900,001 ～ 2,000,000	42,490	5,800	25,000	67,490	73,290
7	2,000,001 ～ 2,100,000	42,490	5,800	30,000	72,490	78,290
8	2,100,001 ～ 2,200,000	42,490	5,800	35,000	77,490	83,290
9	2,200,001 ～ 2,300,000	42,490	5,800	40,000	82,490	88,290
10	2,300,001 ～ 2,400,000	42,490	5,800	45,000	87,490	93,290
11	2,400,001 ～	42,490	5,800	46,759	89,249	95,049

(注) 1 本表は、令和2年4月1日現在のものです。

2 対象収入とは、前年の収入から税金、医療費、社会保険料等を控除した収入をさします。

3 事務費の算定に際して、夫婦で入居する場合には、夫婦の収入及び必要経費を合算し、合算額の1/2をそれぞれの対象収入とし、その額が1,500,000円以下の場合に限り、夫婦それぞれの事務費から30%を減額した額となります。この場合、100円未満は切り捨てとします。

4 生活費及び事務費の基準額は、毎年度改定されます。

なお、基準額改定に伴う国からの通知が年度途中におこなわれ、当概年の4月1日に遡及して施行されることが多いことから、その状況によっては差額を納めていただく場合があります。(返還の場合には、改定の翌月以降の支払見込み額との調整をいたします。)

#### 特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護サービス利用料金

単位：円

要介護度	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1日	199	328	564	630	699	763	832
1ヵ月	5,970	9,840	16,920	18,900	20,970	22,890	24,960
処遇改善 加算	算定総単位数の介護職員処遇改善加算Ⅰ 8.2%、 及び介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ 1.8%が加算されます。						

※1 上記の料金には、夜間看護体制加算(10単位/日)、サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ18単位/日が含まれています。また、夜間看護体制加算は要介護度1以上の方が算定対象となります。

※2 上記表の1ヵ月は30日として、金額は1割負担として算出しています。